


庁議付議事案書

開催・令和元年11月22日

所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 について			区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 職員の東京都人事委員会勧告に準じた特別給（賞与）の支給月数引上げに伴い、市議会議員においても、期末手当の支給月数を一般職の職員等に準じた改定を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 議員に支給する特別給（賞与）を0.05月引上げる。（4.6月→4.65月）</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果 地域の実情を反映した、職員の東京都人事委員会の勧告に準じた対応となる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例と関連した条例改正であり、職員組合からの同意後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。 上記の条例を改正する議案を令和元年第4回市議会定例会に提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。